

## 沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業指定事務取扱要領

### (目的)

**第1条** この要領は沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第13条の規定により、サービス管理責任者フォローアップ研修を行う研修事業者の指定等にあたって、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の基準)

**第2条** 研修事業者の指定を受け研修を実施しようとする者(以下「指定研修事業申請者」という。)は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 事業が実施要綱に定める内容に従い実施されるものであること。
- (4) 研修カリキュラムが、実施要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。但し、受講者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加をすることは差し支えない。
- (5) 講師等の指導者については、厚生労働省が実施するサービス管理責任者指導者養成研修を修了した者、又はこれらに準ずる者として知事が認めるものが務めること。
- (6) 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (7) 事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。
- (8) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (9) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則又は募集要項等を定め、これを公開すること。

ア 開講の目的

イ 研修の名称

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名

キ 研修修了の認定方法

ク 受講資格及び定員

ケ 募集時期及び受講手続

コ 受講料、テキスト代等

- (10) 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- (11) 演習について、複数のグループに分かれ、各グループに講師等を配置し演習を実施するよう努めること。
- (12) 研修受講者に対しアンケートを実施し、常に研修事業の向上を図るよう努めること。
- (13) 指定取り消しの処分を受けた場合は、取り消し後5年以上経過していること。

### (事業者指定申請)

**第3条** 指定研修事業申請者は、「サービス管理責任者フォローアップ研修事業者指定申請書(様式第1号)」に、次の各号に掲げる書類を添付して、研修の募集を行おうとする日の30日前ま

で、知事に申請しなければならない。

- (1) 学則又は募集要項
  - (2) 研修カリキュラム
  - (3) 講師選定調書（様式第2号）
  - (4) 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支計画書
  - (5) 定款、寄付行為その他の基本約款等
  - (6) 資産状況（申請者の予算書、決算書）
  - (7) 修了証明書の様式
- 2 指定研修事業申請者が、地方公共団体、国の行政機関又は独立行政法人である場合には第1項第5号及び第6号に掲げる書類の提出を免除する。

#### （研修事業者の指定）

**第4条** 知事は、指定研修事業申請者から、前条の規定による指定申請があった場合、審査の結果、申請内容が第2条各号に掲げる内容に適合すると認める場合、指定研修事業者として指定をすることができる。

#### （研修の実施届出）

**第5条** 指定研修事業者が研修を実施する場合には、年度初回の研修の受講者募集を開始しようとする20日前までに、「サービス管理責任者フォローアップ研修事業実施届出書（様式第3号）」に、次に掲げる書類を添付して知事に届け出ること。

- (1) 学則又は募集要項
  - (2) 研修カリキュラム
  - (3) 講師選定調書（様式第2号）
- 2 前項に規定する届出は研修事業者の指定申請時に併せて行うことができる。この場合、重複する添付書類については、省略することができる。
- 3 知事は、前2項の規定による届け出の内容が適当ではないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

#### （変更届出）

**第6条** 指定研修事業者は、第3条の規定により申請した内容又は第5条の規定により届け出た内容を変更するときは、変更を加える15日前までに「サービス管理責任者フォローアップ研修事業変更届出書」（様式第4号）に必要な書類を添付して知事に届け出ること。

- 2 知事は、前項の規定による届出の内容が適当ではないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

#### （事業休止又は再開の届出）

**第7条** 指定研修事業者は、やむを得ず研修事業を休止し、1年以上研修を実施しない場合には、休止することとした日から10日以内に、事業を再開する場合には、募集開始の20日前までに、「サービス管理責任者フォローアップ研修事業休止・再開届出書」（様式第5号）を提出しなければならない。

#### （事業の廃止）

**第8条** 指定研修事業者が事業を廃止する場合には、廃止することとした日から10日以内に「サービス管理責任者フォローアップ研修事業者廃止届出書」（様式第6号）を提出しなければならない。

#### （実績報告）

**第9条** 指定研修事業者は、研修修了後1か月以内に「サービス管理責任者フォローアップ研修事

業実績報告書(様式第7号)」に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に報告するものとする。

- (1) 修了者名簿(様式第8号)
- (2) 受講者出席簿の写し
- (3) 研修事業に係る収支決算書

#### (調査及び指導等)

- 第10条** 知事は、指定研修申請事業者及び指定研修事業者に対して、必要があると認める場合は、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないとして認める場合は、事業者に対して改善指導を行うことができる。
- 2 前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通ずるものとする。

#### (指定の取消し)

- 第11条** 知事は、指定研修事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。
- (1) 第2条各号の指定基準を満たすことができなくなった場合
  - (2) 事業者指定申請、実績報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合
  - (3) 事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
  - (4) 事業の実施に関し、不正な行為があった場合
  - (5) 第10条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
  - (6) その他研修事業者として不適切と判断される場合

#### (秘密の保持)

- 第12条** 指定研修事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る秘密について、正当な理由なく漏らしてはならない。また、指定研修事業者は、受講者が演習で知り得た個人の秘密について漏らさないよう、受講者を指導しなければならない。

#### (関係書類の保存)

- 第13条** 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、修了者名簿等、修了者に関する書類を保存しなければならない。

#### (その他)

- 第14条** この要領に定めるもののほか、研修を実施するために必要な事項については、知事が別に定めるところによる。
- 2 この要領に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年8月4日から施行する。

## サービス管理責任者フォローアップ研修事業者指定申請書

沖縄県知事 殿

申請者 所在地

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

サービス管理責任者フォローアップ研修事業者の指定を受け、サービス管理責任者フォローアップ研修を実施したいので、沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業者指定事務取扱要領第3条の規定により下記のとおり申請します。

### 記

研修事業の名称			
実施場所			
主たる事業所の所在地	〒  電話番号	事業開始 予定年月日	
研修事業を実施する事業所の所在地	〒  電話番号		

（添付書類）

- 1 学則又は募集要項
- 2 研修カリキュラム
- 3 講師選定調書（様式第2号）
- 4 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支計画書
- 5 定款、寄付行為その他の基本約款等
- 6 資産状況（申請者の予算書、決算書）
- 7 修了証明書の様式

## 講師選定調書

フリガナ		現職名		<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任
講師氏名				
担当科目名		担当科目を選定した理由		
講 義				
演 習				
講師要件に係る資格※1		(資格名称) (取得年月日)		
担当科目 に関連す る職歴 ※2	期間	勤務先 (学校名)	職務 (専攻) 内容	
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			

○

フリガナ		現職名		<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任
講師氏名				
担当科目名		担当科目を選定した理由		
講 義				
演 習				
講師要件に係る資格※1		(資格名称) (取得年月日)		
担当科目 に関連す る職歴 ※2	期間	勤務先 (学校名)	職務 (専攻) 内容	
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			

※1 担当科目の講師として選定した根拠として、※1又は※2について記載すること。

平成 年サービス管理責任者フォローアップ研修事業 実施届出書

沖縄県知事 殿

申請者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付け子障第 号によりサービス管理責任者フォローアップ研修事業者として指定を受け、サービス管理責任者フォローアップ研修を実施したいので、沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業指定事務取扱要領第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 研修事業の名称：
2. 研修事業の実施場所：
3. 募集開始予定年月日：
4. 研修実施期間：

（添付書類）

1. 学則又は募集要項
2. 研修カリキュラム
3. 講師選定調書

サービス管理責任者フォローアップ研修事業変更届出書

沖縄県知事 殿

申請者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日で（ 指定を受けた ・ 届け出た ）内容について、以下のとおり変更したいので、沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業指定事務取扱要領第6条の規定により届け出ます。

1. 変更の期日

年 月 日

2. 変更内容

変更前	変更後

3. 変更の理由

---

---

---

サービス管理責任者フォローアップ研修事業（休止・再開）届出書

沖縄県知事 殿

届出者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付け子障第 号にてサービス管理責任者フォローアップ研修事業者として指定を受けたサービス管理責任者フォローアップ研修事業を（休止・再開）しますので、沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業指定事務取扱要領第7条の規定により届け出ます。

1. （休止・再開）の時期

年 月 日 ～ 年 月 日

2. （休止・再開）の理由

---

---

---

3. 研修事業の再開の見込（休止する場合のみ）

---

---

---

※再開する場合は「サービス管理責任者フォローアップ研修事業実施届出書」（様式第3号）を併せて提出すること。



サービス管理責任者フォローアップ研修事業者廃止届出書

沖縄県知事 様

届出者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付け子障第 号にてサービス管理責任者フォローアップ研修事業者として指定を受けたサービス管理責任者フォローアップ研修事業を廃止しますので、沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業者指定事務取扱要領第8条の規定により届け出ます。

1. 廃止の期日

平成 年 月 日

2. 廃止の理由

---

---

---

## サービス管理責任者フォローアップ研修事業実績報告書

沖縄県知事 様

報告者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付けで届け出たサービス管理責任者フォローアップ研修が終了したので、沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修事業指定事務取扱要領第9条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

1. 研修実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 修了者数 名

（添付書類）

- ①修了者名簿（実施様式第8号）の写し
- ②受講者出席簿の写し
- ③研修事業収支決算書